# 第六世代税理士用電子証明書申込みのご案内

2025.8.1
日本税理士会連合会

## はじめに

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、日本税理士会連合会の会務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本税理士会連合会では、NTTビジネスソリューションズ株式会社に委託し、税理士用電子証明書を発行しております。このたび、第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）の有効期限が2026年3月31日に到来することに伴い、2025年8月より、第六世代税理士用電子証明書の申込みを開始いたします。

第六世代税理士用電子証明書は、署名用電子証明書がクラウド上のリモート署名サーバーに保存され、同封の**「税理士認証カード（赤色のICカード）」**で当該サーバーにログインし、本人認証を行うことにより、電子署名が可能となる仕組みです。

第六世代税理士用電子証明書の申込み・使用にあたっては、税理士認証カード（赤色のICカード）が必要となります。**第六世代税理士用電子証明書の発行が完了していない税理士認証カードでは、電子申告で必要な電子署名を行うことはできませんのでご注意ください。**

お手元に有効な第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）をお持ちの方は、これを利用したオンライン申込みが可能です（※）。オンラインで申込みを行う場合は、住民票及び印鑑登録証明書等の公的書類の提出が不要となります。本紙裏面の「第六世代税理士用電子証明書の取得の流れ」及び同封の「第六世代税理士用電子証明書申込マニュアル」をご確認のうえ、申込手続をお願いいたします。

第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）を利用したオンライン申込みは2026年3月31日（火）23:59:59完了分までの受付となります。なお、**第五世代税理士用電子証明書は、ICカード券面の有効期限まで使用できますので、大切に保管してください。**

※　マイナンバーカードをお持ちの方についてもオンライン申込みが可能です。マイナンバーカードを利用して第六世代税理士用電子証明書の申込みを行う場合は、日本税理士会連合会ホームページから申込マニュアルをダウンロードし、申込手続をお願いいたします。

敬具

## 重要事項の告知について

電子証明書の申込みにあたっては、日本税理士会連合会ホームページに公開する加入者利用規定（e-Probatio PSA 第六世代税理士用電子証明書）及びNTTビジネスソリューションズ株式会社ホームページに公開する証明書ポリシ（CP）、認証業務規程（CPS）を必ず一読し、サービスの利用手続及び加入者の義務を理解し、同意したうえで利用をお願いいたします。

日本税理士会連合会ホームページ　▸https://www.nichizeiren.or.jp/
NTTビジネスソリューションズ株式会社ホームページ　▸https://www.e-probatio.com/psa/

## お問合せ先

お問合せ窓口：日本税理士会連合会　電子認証課
電話番号：03-5435-0940　　電子メールアドレス：icc@nichizeiren.jp
対応時間：9：30～11：30　　13：00～16：30（土日祝祭日、12/28～1/4を除く）

**裏面をご確認ください**

# 第六世代税理士用電子証明書の取得の流れ

第六世代税理士用電子証明書の取得の流れをご案内します。

**税理士認証カード**　※第六世代税理士用電子証明書の申込みに必要です。お手元にご準備ください。

## 第五世代税理士用電子証明書をお持ちの方

### 1．申込み　▶手続１～４

同封の「**第六世代税理士用電子証明書オンライン申込マニュアル**」に沿ってお申込みください。
なお、申込みには第六世代税理士用電子証明書管理ツールが必要となります。パソコンにインストールされていない場合は、同封の「**管理ツールインストール・動作確認マニュアル**」にしたがい、インストールをお願いします。

## マイナンバーカードをお持ちの方 または 書面での申込みを希望する方

### 1．申込み

日本税理士会連合会ホームページから申込マニュアルをダウンロードし、お申込みください。

▸https://www.nichizeiren.or.jp/
トップページ→税理士会の事業→電子認証・電子申告

### 2．電子証明書の発行（リモート署名登録）　▶手続３

申込完了後、認証局にて審査を行います。申込内容に不備がなければ審査が完了し、管理ツールからの操作によって電子証明書の発行が可能となります。
同封の「**第六世代税理士用電子証明書オンライン申込マニュアル**」裏面の『**電子証明書の発行（リモート署名登録）**』欄に沿って発行手続を完了してください。

**電子証明書の発行に関する注意事項**

- 申込状況により認証局の審査期間が変動します。審査の進捗状況は管理ツールからご確認ください。
- 認証局の審査完了後、税理士認証カードを使用し、管理ツールから電子証明書作成及びリモート署名登録の操作を行うことにより、電子証明書が発行されます。
- 審査完了から60日以内に当該操作が実施されない場合、電子証明書の発行手続が完了せず、申込みが取消しとなりますのでご注意ください。
- 税理士認証カードを紛失、破損等により使用できない場合は当該操作を行うことができません。税理士認証カードを再発行する場合は別途、申請手続が必要となります（再発行には、交付手数料が発生します）。

### 3．マイナンバーカードの利用登録　▶手続４

第六世代税理士用電子証明書の発行後、マイナンバーカードを登録することで、税理士認証カードの万が一の破損・紛失に備えることができます（※マイナンバーカードによる申込みの場合、本登録は不要です）。詳しくは「**マイナンバーカード利用登録マニュアル**」をご確認ください。